

介護保険制度の改正を見直すよう求める意見書

厚生労働省は、社会保障審議会の介護保険部会において、平成27年から「要支援」と認定された高齢者の訪問介護(ホ - ムヘルプサービス)と通所介護(デイサービス)を介護保険の保険給付から外し、「新しい地域支援事業」に移行させることや、特別養護老人ホ - ムの入所資格を要介護3以上の要介護者に限ること、また、280万円以上の年金がある高齢者の利用料を現行の1割から2割に引き上げることなどの方針を示しました。

「要支援」の介護サービスを保険適用から外し、「市町村が地域の実情に応じて」行うことは、これまでと違って明確な基準がないことやその自治体の財政状況によってサービス内容に格差が生まれる可能性があります。要支援の介護サービスを利用している高齢者は、全国で約150万人、尾道市においても約2,500人おられ、日常生活を訪問介護員の手助けを受けながら行っており、もしその援助が無くなれば日常生活に支障を来すばかりでなく、介護の重度化が進み、介護保険財政の悪化を招くおそれさえあります。また、小規模な事業者の経営にも悪影響を及ぼしかねません。

特別養護老人ホ - ムの入所資格を要介護3以上の要介護者に限ることについては、要介護度が低い場合でも家族状況などさまざまな事情から施設へ入所している実態があり、これまで要介護1から施設入所することができたことから大きく後退することになります。

利用料を現行の1割から2割に引き上げることについては、来年度から実施予定の消費税の増税に加えて、高齢者の主な収入である年金は今後も引き下げが続き、来年度は後期高齢者医療保険料の値上げが予想されていることを考えれば、これ以上の負担増は耐え難いものになります。

よって、政府におかれましては、計画されている介護保険制度の改正を見直すよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年3月18日

尾道市議会

関係行政庁あて